

東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年六月二日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第六十四号

東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和四十九年九月東京都北区規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「において準用する同条第一項」を削り、同条第二項第一号中「第四号」を「第四号まで」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年六月四日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第六十五号

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十六年九月東京都北区規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「准看護師」の下に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の二項を加える。

5 第三項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者のいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（付則第六条又は第七条の規定により保

育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

6 前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第十五条第四項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の二項を加える。

5 第三項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

6 前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第二十八条第四項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の二項を加える。

5 第三項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（付則第六条又は第七条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

6 前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第三十一条第四項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の二項を加える。

5 第三項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

6 前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場

合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

付則第八条中「法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、第十三条第四項」を「第十三条第四項若しくは第五項」に改め、「第二十八条第四項」の下に「若しくは第五項」を加え、「保育士の数（」を削り、「ものをいう。」を「保育士の数」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（令和六年三月東京都北区規則第四十七号）を次のように改正する。

付則第二項中「当分の間」を「令和十年三月三十一日までの間」に改め、「規定」の下に「（満三歳以上満四歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、同項の次に次の一項を加える。

保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この規則による改正後の東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第十三条第三項、第十五条第三項、第二十八条第三項及び第三十一条第三項の規定（満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第十三条第三項、第十五条第三項、第二十八条第三項及び第三十一条第三項の規定（満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

東京都北区後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年六月二十三日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第六十六号

東京都北区後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京都北区後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成二十年三月東京都北区規

則第四十四号）の一部を次のように改正する。
別記第一号様式（裏）を次のように改める。

(裏)

1. 保険料を賦課する根拠
保険料の賦課額については、高齢者の医療の確保に関する法律第104条及び東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第4条によります。
2. 納付義務者
納付義務者は、被保険者本人です。また、世帯主及び配偶者は高齢者の医療の確保に関する法律第108条において連帯納付義務を負います。
3. 不服申立て及び取消訴訟
この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都後期高齢者医療審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、保険料の賦課額については東京都後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において東京都後期高齢者医療広域連合を代表する者は東京都後期高齢者医療広域連合長となります。）、納入通知書については東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
① 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
4. 収入科目
（款）後期高齢者医療保険料 （項）後期高齢者医療保険料 （目）特別徴収保険料・普通徴収保険料
5. 算定方法（賦課額）
保険料は基礎賦課額（以下「医療分」といいます。）と子ども・子育て支援納付金賦課額（以下「子ども分」といいます。）の合計で算出されます。算出方法は次のとおりです。
医療分
＝均等割額（医療分）＋所得割額（賦課の基となる所得割額×医療分所得割率）
子ども分
＝均等割額（子ども分）＋所得割額（賦課の基となる所得割額×子ども分所得割率）
なお、4月1日以降に保険料の納付義務が発生又は消滅したときは月割りにて算定します。
6. 保険料の軽減
（1）均等割額の軽減
前年の同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員及び世帯主の総所得金額等を合計した額を基に、保険料の均等割額が7割（令和8・9年度の医療分に限り7.2割）、5割又は2割軽減されます。
※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減判定の対象となります。
※軽減判定は、当該年度の4月1日（新たに制度の対象となった方は資格取得時）における世帯状況により行います。
（2）所得割額の軽減
被保険者の賦課の基となる所得金額により所得割額が、5割又は2.5割軽減されます。
（3）社保被扶養者に対する軽減
後期高齢者医療の対象となった日の前日まで会社の健康保険等（国保・国保組合は除く。）の被扶養者であった方については、後期高齢者医療被保険者となった月から、所得割額は課されず、資格を取得してから2年を経過する月まで、均等割額が5割軽減されます。
7. 保険料の減免
災害等により生活が著しく困難になり、保険料の減免・徴収猶予を受けようとする場合には、お早めにご相談ください。
8. 保険料の還付
資格の異動などにより保険料が納め過ぎとなった場合は、保険料をお返しします。該当する方には、後日通知をお送りします。
9. 保険料を納めなかった場合
（1）延滞金
納期までに納めないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、延滞金に加算されます。
（2）督促及び滞納処分
保険料を滞納したときは、督促状によって督促を受けるほか地方税法の例により滞納処分を受けることになります。
（3）特別療養費の支給
納期限から1年間保険料を納めないときは、特別の事情があると認められる場合を除き、特別療養費の支給対象となる場合があります。この対象者になった場合は診療時にその費用の全額を支払い、後日保険給付分を区を通じて広域連合に申請いただいた後に特別療養費として支給します。なお、資格確認書を交付している場合は、一旦返還していただいた上で、特別療養費支給対象者向けの資格確認書を新たに交付します。
（4）保険給付の支払の一時差止め及び保険給付費からの滞納保険料の控除
1年6箇月間保険料を納めないときは、保険給付の全額又は一部の支払が一時差止められます。その後も滞納保険料を納めない場合は、差し止められた保険給付の額から滞納保険料額を控除することがあります。
10. 保険料の納期限
納期限は毎月末日です。ただし、末日が土・日曜日、休祝日及び金融機関休業日の場合は、翌営業日が納期限です。
11. 保険料の納付場所
普通徴収の方で、口座振替をご利用されていない方には納付書を同封しています。詳細は納付書裏面をご覧ください。

別記第一号の二様式(裏)を次のように改める。

(裏)

1. 保険料を賦課する根拠
保険料の賦課額については、高齢者の医療の確保に関する法律第104条及び東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第4条によります。
2. 納付義務者
納付義務者は、被保険者本人です。また、世帯主及び配偶者は高齢者の医療の確保に関する法律第108条において連帯納付義務を負います。
3. 不服申立て及び取消訴訟
この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都後期高齢者医療審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、保険料の賦課額については東京都後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において東京都後期高齢者医療広域連合を代表する者は東京都後期高齢者医療広域連合長となります。）、納入通知書については東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
① 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
4. 収入科目
（款）後期高齢者医療保険料 （項）後期高齢者医療保険料 （目）特別徴収保険料・普通徴収保険料
5. 算定方法（賦課額）
保険料は基礎賦課額（以下「医療分」といいます。）と子ども・子育て支援納付金賦課額（以下「子ども分」といいます。）の合計で算出されます。算出方法は次のとおりです。
医療分
＝均等割額（医療分）＋所得割額（賦課の基となる所得割額×医療分所得割率）
子ども分
＝均等割額（子ども分）＋所得割額（賦課の基となる所得割額×子ども分所得割率）
なお、4月1日以降に保険料の納付義務が発生又は消滅したときは月割りにて算定します。
6. 保険料の軽減
（1）均等割額の軽減
前年の同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員及び世帯主の総所得金額等を合計した額を基に、保険料の均等割額が7割（令和8・9年度の医療分に限り7.2割）、5割又は2割軽減されます。
※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減判定の対象となります。
※軽減判定は、当該年度の4月1日（新たに制度の対象となった方は資格取得時）における世帯状況により行います。
（2）所得割額の軽減
被保険者の賦課の基となる所得金額により所得割額が、5割又は2.5割軽減されます。
（3）社保被扶養者に対する軽減
後期高齢者医療の対象となった日の前日まで会社の健康保険等（国保・国保組合は除く。）の被扶養者であった方については、後期高齢者医療被保険者となった月から、所得割額は課されず、資格を取得してから2年を経過する月まで、均等割額が5割軽減されます。
7. 保険料の減免
災害等により生活が著しく困難になり、保険料の減免・徴収猶予を受けようとする場合には、お早めにご相談ください。
8. 保険料の還付
資格の異動などにより保険料が納め過ぎとなった場合は、保険料をお返しします。該当する方には、後日通知をお送りします。
9. 保険料を納めなかった場合
（1）延滞金
納期までに納めないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、延滞金に加算されます。
（2）督促及び滞納処分
保険料を滞納したときは、督促状によって督促を受けるほか地方税法の例により滞納処分を受けることになります。
（3）特別療養費の支給
納期限から1年間保険料を納めないときは、特別の事情があると認められる場合を除き、特別療養費の支給対象となる場合があります。この対象者になった場合は診療時にその費用の全額を支払い、後日保険給付分を区を通じて広域連合に申請いただいた後に特別療養費として支給します。なお、資格確認書を交付している場合は、一旦返還していただいた上で、特別療養費支給対象者向けの資格確認書を新たに交付します。
（4）保険給付の支払の一時差止め及び保険給付費からの滞納保険料の控除
1年6箇月間保険料を納めないときは、保険給付の全額又は一部の支払が一時差止められます。その後も滞納保険料を納めない場合は、差し止められた保険給付の額から滞納保険料額を控除することがあります。
10. 保険料の納期限
納期限は毎月末日です。ただし、末日が土・日曜日、休祝日及び金融機関休業日の場合は、翌営業日が納期限です。
11. 保険料の納付場所
普通徴収の方で、口座振替をご利用されていない方には納付書を同封しています。詳細は納付書裏面をご覧ください。

別記第一号の三様式(裏)を次のように改める。

(裏)

1. 保険料を賦課する根拠
保険料の賦課額については、高齢者の医療の確保に関する法律第104条及び東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第4条によります。
2. 納付義務者
納付義務者は、被保険者本人です。また、世帯主及び配偶者は高齢者の医療の確保に関する法律第108条において連帯納付義務を負います。
3. 不服申立て及び取消訴訟
この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都後期高齢者医療審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、保険料の賦課額については東京都後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において東京都後期高齢者医療広域連合を代表する者は東京都後期高齢者医療広域連合長となります。）、納入通知書については東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
① 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
4. 収入科目
（款）後期高齢者医療保険料 （項）後期高齢者医療保険料 （目）特別徴収保険料・普通徴収保険料
5. 算定方法（賦課額）
保険料は基礎賦課額（以下「医療分」といいます。）と子ども・子育て支援納付金賦課額（以下「子ども分」といいます。）の合計で算出されます。算出方法は次のとおりです。
医療分
＝均等割額（医療分）＋所得割額（賦課の基となる所得割額×医療分所得割率）
子ども分
＝均等割額（子ども分）＋所得割額（賦課の基となる所得割額×子ども分所得割率）
なお、4月1日以降に保険料の納付義務が発生又は消滅したときは月割りにて算定します。
6. 保険料の軽減
（1）均等割額の軽減
前年の同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員及び世帯主の総所得金額等を合計した額を基に、保険料の均等割額が7割（令和8・9年度の医療分に限り7.2割）、5割又は2割軽減されます。
※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減判定の対象となります。
※軽減判定は、当該年度の4月1日（新たに制度の対象となった方は資格取得時）における世帯状況により行います。
（2）所得割額の軽減
被保険者の賦課の基となる所得金額により所得割額が、5割又は2.5割軽減されます。
（3）社保被扶養者に対する軽減
後期高齢者医療の対象となった日の前日まで会社の健康保険等（国保・国保組合は除く。）の被扶養者であった方については、後期高齢者医療被保険者となった月から、所得割額は課されず、資格を取得してから2年を経過する月まで、均等割額が5割軽減されます。
7. 保険料の減免
災害等により生活が著しく困難になり、保険料の減免・徴収猶予を受けようとする場合には、お早めにご相談ください。
8. 保険料の還付
資格の異動などにより保険料が納め過ぎとなった場合は、保険料をお返しします。該当する方には、後日通知をお送りします。
9. 保険料を納めなかった場合
（1）延滞金
納期までに納めないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、延滞金に加算されます。
（2）督促及び滞納処分
保険料を滞納したときは、督促状によって督促を受けるほか地方税法の例により滞納処分を受けることになります。
（3）特別療養費の支給
納期限から1年間保険料を納めないときは、特別の事情があると認められる場合を除き、特別療養費の支給対象となる場合があります。この対象者になった場合は診療時にその費用の全額を支払い、後日保険給付分を区を通じて広域連合に申請いただいた後に特別療養費として支給します。なお、資格確認書を交付している場合は、一旦返還していただいた上で、特別療養費支給対象者向けの資格確認書を新たに交付します。
（4）保険給付の支払の一時差止め及び保険給付費からの滞納保険料の控除
1年6箇月間保険料を納めないときは、保険給付の全額又は一部の支払が一時差止められます。その後も滞納保険料を納めない場合は、差し止められた保険給付の額から滞納保険料額を控除することがあります。
10. 保険料の納期限
納期限は毎月末日です。ただし、末日が土・日曜日、休祝日及び金融機関休業日の場合は、翌営業日が納期限です。
11. 保険料の納付場所
普通徴収の方で、口座振替をご利用されていない方には納付書を同封しています。詳細は納付書裏面をご覧ください。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区後期高齢者医療に関する条例施行規則別記第一号様式から第一号の三様式までの規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができ
きる。

東京都北区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年六月二十九日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第六十七号

東京都北区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する規則

東京都北区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年三月東京都北区規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第三項及び第四項中「第四十三条の五第六項」を「第四十七条第六項」に改める。

第十三条中「別記第十六号様式の二」を「別記第十四号様式」に改める。

別記第一号様式（裏）及び第五号様式（裏）中「80万9千円」を「82万6,500円」に改める。

別記第十三号様式の三及び第十三号様式の四中「第四十三条の五第六項」を「第四十七号様式及び第十四号様式の二を次のように改める。

自立支援医療費(育成医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更)

申請年月日										年	月	日	
本人	フリガナ									生年月日	年 月 日		
	氏 名										(歳)		
	個 人 番 号									連絡先	()		
	住 所	〒 東京都北区											
保護者	フリガナ									続柄	父・母・その他 ()		
	氏 名									生年月日	年 月 日		
	個 人 番 号									連絡先	()		
	住 所	〒 東京都北区											
保険等に関する事項	保険の種類	国保・国保組合・生保(自治体:) 組合・協会・共済(本人・家族)								保険適用開始日	年 月 日		
	医療保険情報	記号					番号			保険者番号			
	申請者と同一保険の加入者名	氏 名								個 人 番 号			
所得区分		生保・低1・低2・中1・中2・一定以上								重度かつ継続	該当 ・ 非該当		
受診を希望する指定自立支援医療機関 (薬局・訪問看護を含む)		医 療 機 関 名							所 在 地 ・ 連 絡 先				
									()				
東京都北区長 殿													
私は、上記のとおり、自立支援医療費(育成医療)の支給を申請します。支給認定をするために必要があるときは、本人の医療の受給状況を確認することに同意します。また、本人の利用者負担を決定するために、本人と同一の医療保険に加入している者の所得の証明書等を提出すること並びに住民票記載事項及び所得状況を確認することに同意します。													
申請者氏名 _____													
-----ここから下の欄には記入しないでください-----													
自治体記入欄													
入 院 日		年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)											
通 院 日													
備 考 欄													

自立支援医療費(更生医療)支給認定申請書 (新規・更新・変更)												
申請年月日 年 月 日												
申請者	フリガナ							生年月日	年 月 日 (歳)			
	氏 名											
	個 人 番 号											
	住 所	〒 東京都北区										
	身体障害者 手帳番号	号						連絡先	()			
保険等に関する事項	保険の種類	国保・国保組合・生保(自治体:) 後期高齢・組合・協会・共済(本人・家族)						保険 適用開始日	年 月 日			
	医療保険情報	記号			番号			保険者番号				
	申請者と同一保険の 加入者名	氏 名						個 人 番 号				
所得区分	生保・低1・低2・中1・中2・一定以上						重度かつ 継続	該当 ・ 非該当				
受診を希望する指定自立支援医療機関 (薬局・訪問看護を含む)	医 療 機 関 名						所 在 地 ・ 連 絡 先					
							()					
							()					
							()					
生活保護への移行防止措置 (月額負担上限額減免措置) 申請		有 ・ 無		意見書の添付		有 ・ 無		治療方針の変更		有 ・ 無		
提出者 ☐ 本人 ☐ 本人以外(以下ご記入ください)												
申請書提出者	フリガナ							申請者との関係	父母・子・配偶者 ケースワーカー その他()			
	氏 名											
	住 所	〒						連絡先	()			
東京都北区長 殿												
私は、上記のとおり、自立支援医療費(更生医療)の支給を申請します。支給認定をするために必要があるときは、本人の医療の受給状況を確認することに同意します。また、本人の利用者負担を決定するために、本人と同一の医療保険に加入している者の所得の証明書等を提出すること並びに住民票記載事項及び所得状況を確認することに同意します。												
-----ここから下の欄には記入しないでください-----												
自治体記入欄												
変更(転入)年月日		年 月 日		次回受診予定日		年 月 日						
備 考 欄	白封筒 / 窓口渡 / 送付先有 / CW渡(係 CW)											
	新規(新規・他県転入・都内転入) 更新(期間内・期限切れ後) 変更(所得区分・病院・薬局・訪看) 追加(病院・薬局・訪看)											

別記第十六号様式の二を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則別記第一号様式、第五号様式及び第十三号様式の三から第十四号様式の二までの規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。